

## 第4章 まちづくりの基本方針

### 4-1 土地利用の方針

#### (1) 基本的な方針

##### ● 整備、開発及び保全を一体的に進める

- ・ 都市計画区域においては、市街化区域と市街化調整区域に区分し、市街地の整備と周辺環境の保全など、一体の都市としての整備、開発及び保全をめざす。

##### ● コンパクト+ネットワークのまちづくりを推進する

- ・ 松阪市立地適正化計画の居住誘導区域は、将来にわたり適正な人口密度の確保をめざす。また都市機能誘導区域では、商業・医療・行政・コミュニティなどの都市機能を集約・充実させる。
- ・ 市街化区域内の農地などの都市的未利用地については、周辺環境に配慮しつつ、土地の有効活用又は計画的な保全に努める。

##### ● 区域区分の見直しを検討する

- ・ 市街化区域内で、計画的な都市的土地利用の見込みのない区域や災害リスクの高い区域については、居住調整地域の指定や市街化調整区域への見直しを検討するとともに、伊勢中川駅周辺の交通利便性の高い市街化調整区域においては、地区計画等の活用により市街化区域への見直しを検討する。

##### ● 市街化調整区域の既存ストックの活用及び既存集落の維持・活性化

- ・ 市街化調整区域は市街化を抑制することを基本としつつ、地域固有の資源や良好な既存ストックを有する区域については、地区計画等を活用し都市的土地利用の誘導を図る。
- ・ 市街化調整区域内の集落内においては、地域の課題や特性に応じて、「既存集落活性化型地区計画」により既存集落の維持活性化を図る。

##### ● 都市計画区域外の暮らしを守る

- ・ 都市計画区域外では、拠点における生活サービス施設や、地域コミュニティなどの集落機能を維持し、自然環境や景観等を保全して地域の活性化につなげる。

## (2)土地利用の配置方針

### ① 住宅地

#### ●低層住宅地

- ・ 中心市街地郊外部の低層戸建住宅地を中心とする地区は、戸建住宅としての良好な居住環境の保全・維持を図る「低層住宅地」を配置する。
- ・ 歴史的建造物が残されている地区などは、地区計画などによる高層の建築物の立地を抑制する「低層住宅地」を配置する。

#### ●中低層住宅地

- ・ 中心市街地郊外部の中低層住宅地を中心とする地区は、中低層住宅が共存する良好な住宅地環境の形成を図る「中低層住宅地」を配置する。

#### ●一般住宅地

- ・ 松阪駅周辺の商業地を取り巻く中心市街地は、都市活力の活性化を進める上で人口の定着化、増加を促進する必要がある地区であり、住宅を中心にその他の施設立地もある程度許容する「一般住宅地」を配置する。
- ・ 中川駅土地区画整理事業区域周辺、豊原町、射和町の市街地及び丘陵地を中心とする大規模住宅開発地区は「一般住宅地」を配置する。また、伊勢中川駅周辺の交通利便性の高い区域は、地区計画等の活用により、市街化区域への編入を検討する「集約型居住誘導検討地区」を配置する。

#### ●住商複合地

- ・ 沿道型商業施設と住宅地の立地がみられる(都)田村下村線沿道、川井町の(都)東町松江岩内線及び(都)大平尾外五曲線沿道、大黒田町や五反田町の(都)松阪駅下徳田線沿道、(都)小津八太線沿道は、住宅の立地のほか日常買回品を中心とする商業施設が立地しており、住宅と商業施設との共存を図る「住商複合地」を配置する。
- ・ 商業施設の立地がみられる嬉野中川町の一部、公共施設が集積する嬉野地域振興局周辺は「住商複合地」を配置する。

### ② 商業地

#### ●商業地

- ・ 松阪駅を中心とする中町、日野町、京町、朝日町周辺地区は、南三重の玄関口に相応しい都市核として商業・業務施設の集積を図る「商業地」を配置する。
- ・ 伊勢中川駅西側には、本市の副次核的な機能を担う都市核として「商業地」を配置する。
- ・ 田村町周辺では、(一)松阪嬉野線の整備とあわせて、商業系市街化を促進する「沿道型産業集積検討地区」を検討する。

#### ●近隣商業地

- ・ 商業地の連続する後背地として(都)小津八太線、(都)松阪駅下徳田線など商業・業務施設の立地ポテンシャルの高い幹線道路沿道地区並びに商業施設立地動向が顕著な

地区は、隣接する住宅地環境との調和を図るため、日常の購買需要に対応した近隣型商業施設を誘導する「近隣商業地」を配置する。

### ●商工複合地

- ・ 幹線道路沿道において商業施設や工業施設が混在する地区や伊勢中川駅周辺の一部は、「商工複合地」を配置する。

## ③ 工業地

### ●工業地

- ・ 松阪港を中心とする大口町及び狹師町塩浜、内陸部の上川工業団地、丘陵地の松阪中核工業団地、一志嬉野ICに隣接する工業団地は、工業機能の増進・拡充を図る「工業地」を配置する。
- ・ 今後の産業振興や雇用の場を確保するため、松阪 IC に通じる(都)東町松江岩内線沿道をはじめ、松阪第二環状線沿道・ウッドピア周辺や(都)松阪バイパス沿道、一志嬉野 IC に隣接する工業団地の周辺等の産業適地において、「沿道型産業集積検討地区」を検討する。
- ・ (都)大平尾外五曲線沿道の大塚町・久保田町周辺では、調整池の整備等により浸水被害の防止に配慮しつつ、工業系・商業系市街地を形成する「沿道型産業集積検討地区」を検討する。

### ●住工複合地

- ・ 既存の地域産業が立地する幹線道路沿道は、後背地の居住環境の保全に配慮しながら路線型の商業施設や工業施設の複合利用を誘導し、住・工が調和した「住工複合地」を配置する。

## ④ 集落地・農地

### ●集落環境保全地区

- ・ 市街化調整区域や都市計画区域外の一団の農山漁村集落が形成されている地区は、その環境保全を図る「集落環境保全地区」として配置する。また地域の課題や特性に応じて、「既存集落活性化型地区計画」により既存集落の維持活性化を図る。

### ●農地等保全地区

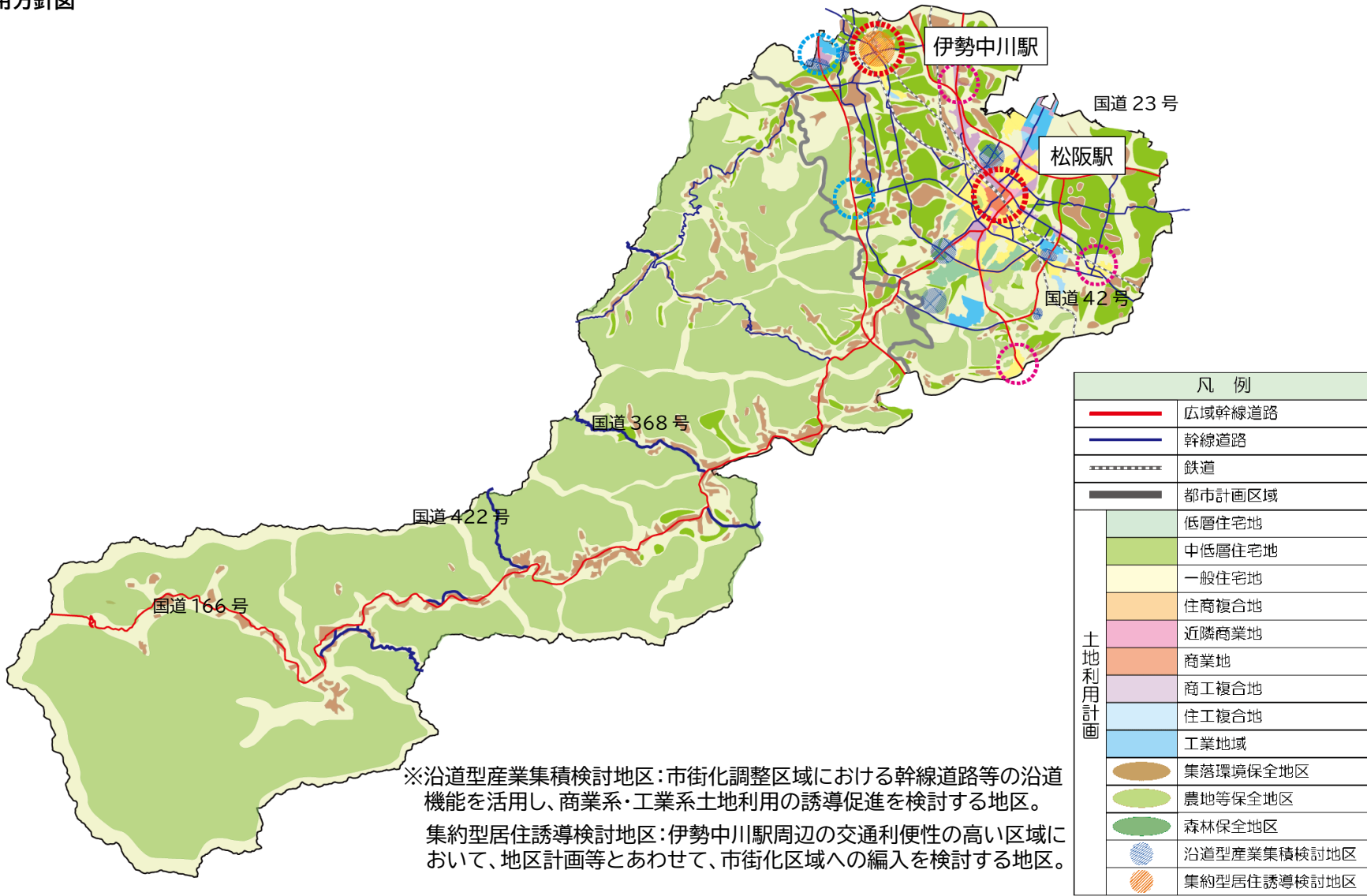
- ・ 集落地等と一体となった一団の農地等は、優良農地の保全を図る「農地等保全地区」として配置する。

## ⑤ 森林

### ●森林保全地区

- ・ 都市計画区域内の丘陵地や都市計画区域外の中山間地域等の森林については、良好な自然環境の保全を図る「森林保全地区」として配置する。

土地利用方針図



土地利用方針図(都市計画区域内)



## 4-2 市街地整備の方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 集約型都市構造を構築する

- ・ 主要な鉄道駅周辺などでは、地域の特性を生かした都市核・地域核を形成するとともに、各拠点の相互連携が可能な集約型都市構造の構築をめざし、多様な都市機能の集積と居住の誘導により、誰もが安心して快適に住み続けることができる市街地環境の向上に努める。

#### ● 産業機能を強化する

- ・ IC 周辺や幹線道路沿道等を活用し、成長産業、企業重要拠点等の誘致や新規投資を促進することにより、景気変動を受けにくい、強靱で多様な産業構造を構築し、地域経済の活性化・雇用確保をめざす。

#### ● 誰もが安心して暮らせる魅力ある住環境を形成する

- ・ 良好な住環境の維持・向上や、必要な都市基盤の整備に努めるとともに、空き家・空き地の適正な維持管理と活用を図るなど、誰もが安心して暮らせる魅力ある住環境を形成する。

### (2) 市街地整備の方針

#### ① 松阪駅周辺における都市核の形成

- ・ 都市核である松阪駅周辺では、商業・業務、医療、文化などの都市機能の集積とあわせて居住を誘導するとともに、伊勢中川駅周辺の都市核及び地域核との相互の連携を強化する。
- ・ 松阪駅周辺の中心市街地においては、魅力と賑わいがあふれるまちづくりを推進するため、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき、各種施策を計画的かつ総合的に進めるとともに、駅西地区の整備を推進する。
- ・ 地域の活性化や市民自らが地域貢献に取り組むため、カリヨンビル(松阪市中心市街地活性化複合施設)を活用する。
- ・ 来訪者にとって魅力があり、住みやすく、誇りを持つことができるまちをめざすため、殿町地区などの歴史的なまち並み保全を進める。
- ・ 「中心市街地土地利用計画」等に基づき、「通り本町・魚町一丁目周辺地区」を中心に関連施設を配置し、まちなか回遊ネットワークづくり等を進める
- ・ 都市計画道路の整備による中心市街地へのアクセス環境の向上に努める。

## ② 伊勢中川駅周辺における都市核の形成

- ・ 伊勢中川駅周辺の市街地においては、土地区画整理事業により整備された良質な都市基盤等を活用し、公共交通との連携を図りつつ、医療・福祉・商業等の都市機能の集積や居住の誘導を促進する。また、伊勢中川駅周辺の安全で快適なまちづくりを推進するため、徒歩や自転車で移動することができる道路環境を確保するとともに、交通利便性の高い区域においては住宅地の拡大を検討する。

## ③ 地域核の形成

- ・ 橿田駅周辺、射和周辺は、自然や歴史など地域の個性を生かしながら、医療・福祉・商業等の都市機能の維持や集積を図り、居住の誘導を促進する。
- ・ 三雲地域振興局周辺は、地域コミュニティの維持・向上のため、沿道サービス施設などの都市機能を維持するとともに、都市計画法第34条第11号に基づく区域指定制度を維持する。

## ④ 大規模集客施設の適正な立地

- ・ 市街化区域に立地する既存の大規模集客施設等の維持を図る。
- ・ 市街化区域に隣接して立地する既存の郊外型・路線型の大規模集客施設等については、地区計画等の活用とあわせて市街化区域への編入を検討する。
- ・ 田村町周辺では、(一)松阪嬉野線の整備とあわせて、商業系土地利用の誘導を図る。
- ・ 船江大塚町地区については、周辺地域の環境と調和を図りながら合理的で適正な土地利用を図るため、必要に応じて建築物の用途の制限等に関する地区計画の変更を検討する。

## ⑤ 既存工業地の整備

- ・ 幹線道路沿道工業地の住工複合地では、幹線道路の整備・拡幅とあわせて、居住環境と生産環境の調和に努める。
- ・ 松阪港を中心とする大口町及び狹師町塩浜、内陸部の上川工業団地、丘陵地の松阪中核工業団地、一志嬉野 IC に隣接する工業団地については、今後とも工業生産などの活動拠点として、操業環境の維持・向上に努める。
- ・ 流通関連業務地区である天花寺テクノランド地区については、地区計画に基づき、土地利用や建築物等の規制・誘導を図る。

## ⑥ 新たな工業地の整備

- ・ (都)松阪第二環状線沿道のウッドピア松阪地区においては、地区計画に基づき、土地利用や建築物等の規制・誘導を図るとともに、松阪 IC に通じる(都)東町松江岩内線沿道では、地区計画等の活用とあわせて、市街化区域への編入を検討し、工業・物流施設の立地誘導を図る。

- ・ 一志嬉野 IC に隣接する工業団地の周辺において、新たな工業系土地利用の誘導を検討する。
- ・ (都)松阪バイパス沿道では、上川町周辺の既存工業地に隣接する地区や、下蛸路町周辺において、今後新たに工業系土地利用の誘導を検討する。
- ・ (都)大平尾外五曲線沿道の大塚町・久保田町周辺では、恒常化する浸水区域の改善に配慮しつつ、工業系・商業系市街地を形成する。
- ・ 企業誘致にあたっては、ヘルスケア関連等の成長産業の誘致や連携を戦略的に行う。

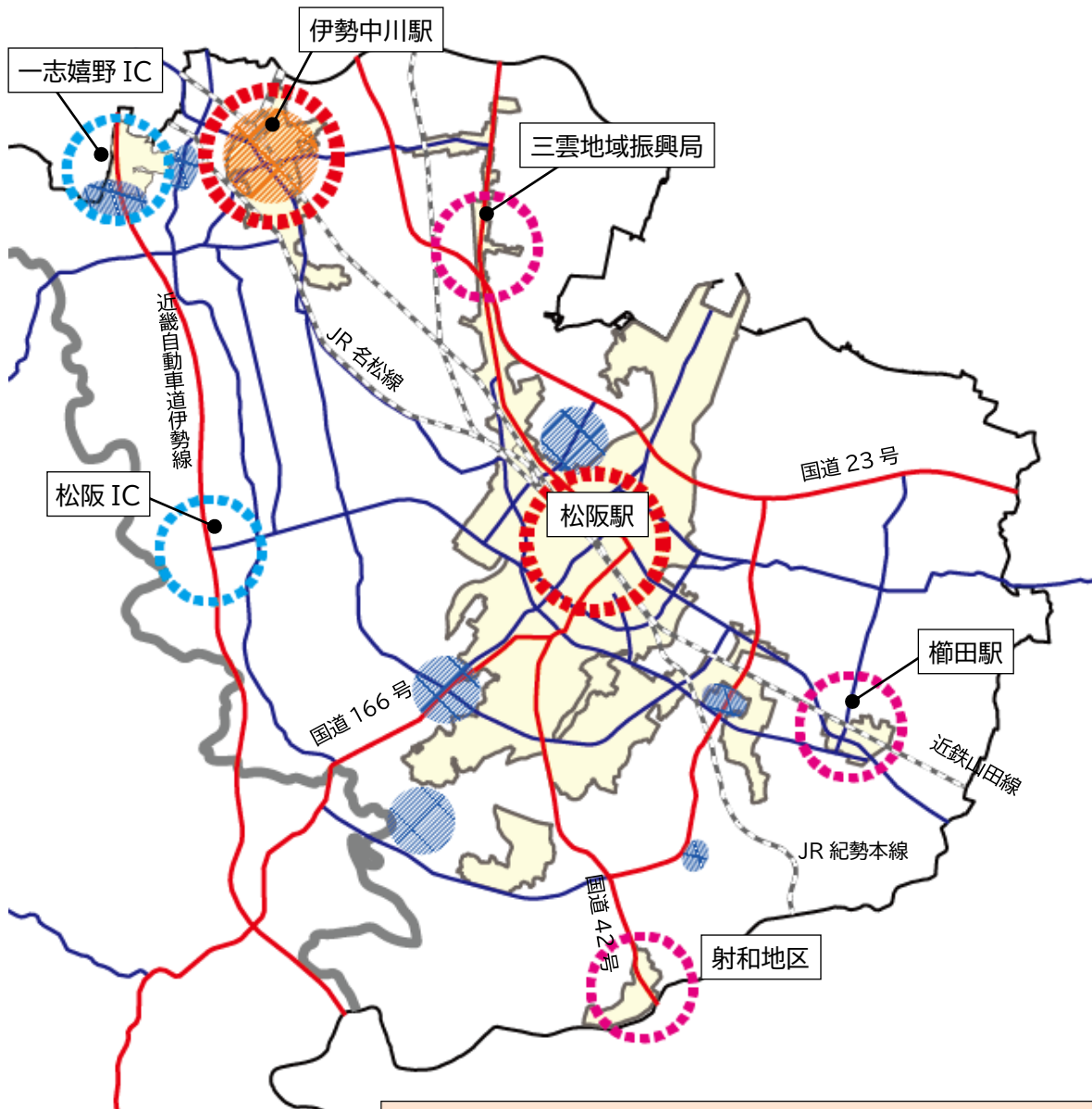
## ⑦ 住宅地の整備

- ・ 中心市街地周辺における居住を促進するため、道路、公園、下水道等の都市基盤整備を推進し、安全で快適な居住環境を形成する。
- ・ 空き家・空き地の適切な維持管理を促進し、管理状況の改善に努める。また、地域の実情等を踏まえつつ、地域活性化につながる有効なまちづくり資源として、その活用・流通を促進する。
- ・ 狭あい道路が多く存在する地区においては、地区計画等の活用や建替え時のセットバックの指導等により、市街地の改善や安全な住環境の確保を図る。
- ・ 市街化区域内で都市農地が介在している地区については、良好な農住環境の調和に努める。
- ・ 市街化調整区域の集落では、地域コミュニティ等を維持するため、地域住民の意向を踏まえて、既存集落活性化型地区計画の活用を図る。
- ・ 郊外の大規模住宅団地では、都市基盤施設が整備された良好な居住環境を活用し人口減少の抑制や高齢者等の安心な暮らしを確保するため、デマンド交通の利用促進など公共交通の充実に努める。
- ・ 住宅やビル等の断熱性能の向上などによる省エネルギーと太陽光発電などの創エネルギーにより、エネルギー収支をゼロ以下にする ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)・ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)や、建築から廃棄までの CO2 排出量にも配慮した LCCM(ライフサイクルコスト・マイナス)住宅等の建築を支援する。

## ⑧ 公営住宅の供給体制の検討

- ・ 「松阪市公営住宅等長寿命化計画」等に基づき、老朽化した市営住宅などからの住替えを進めるとともに、現状の供給体制を維持しながら、必要に応じて、県営住宅やその他の公的賃貸住宅、民間との連携を含めた多様な供給体制を検討していく。

市街地整備の方針図



※「沿道型産業集積検討地区」「集約型居住誘導検討地区」は、今後の概ねの検討対象を示しており、具体的な範囲・距離などを明示するものではない。

凡例	
	広域幹線道路
	幹線道路
	鉄道
	都市核
	地域核
	物流・産業拠点
	沿道型産業集積検討地区
	集約型居住誘導検討地区
	市街化区域
	都市計画区域

## 4-3 交通施設・道路整備の方針

### (1) 基本的な方針

#### ●安全安心で快適な道路環境を形成する

- ・ 市民生活や産業活動に必要な道路及び橋りょう等の整備、維持管理を行うとともに、交通安全対策に取り組むことにより、安全安心で快適な道路環境を形成する。

#### ●持続可能な公共交通ネットワークを構築する

- ・ 人口減少・高齢化や脱炭素社会等の実現に向け、持続可能な公共交通ネットワークの構築を図る。

### (2) 交通施設・道路整備の方針

#### ① 広域幹線道路の整備・充実

- ・ 伊勢自動車道については、広域的な交流や物流等の機能を維持するとともに、IC 周辺の交通利便性の高い区域への産業集積を図る。
- ・ (都)中勢バイパス(国道 23 号)、(都)国道 23 号線(南勢バイパス)、(都)松阪バイパス(国道 42 号)については、円滑な道路交通を確保するため広域幹線道路機能の維持や強化を促進する。
- ・ 国道 166 号及び国道 166 号バイパス等については、一部の狭あいの解消を図るための整備を促進する。

#### ② 幹線・補助幹線道路の整備・充実

- ・ 都市核や地域核、物流・産業拠点、レクリエーションゾーンなどにアクセスする、(主)鳥羽松阪線、(主)松阪久居線、(都)松阪第二環状線、(一)松阪嬉野線、(一)松阪環状線等については、幹線道路機能の維持や強化を促進する。
- ・ 災害発生時の道路啓開ルートに位置づけられている(都)大平尾外五曲線については、巨大地震の発生時における緊急車両の通行等を確保するため、無電柱化事業を促進する。
- ・ 中心市街地へのアクセス強化や通過交通の整流化を図るため、(都)東町松江岩内線等の整備を推進するほか、中心市街地への通過交通の流入を抑制し、渋滞緩和を図るため(都)松阪第二環状線等の環状機能の強化を促進する。
- ・ 緊急輸送道路である(都)宮町高町線等は、緊急輸送道路等舗装維持修繕事業により、防災機能の維持や強化を図る。
- ・ 幹線道路網の強化や交通集中による渋滞緩和のため、(都)東黒部豊原線の整備を促進する。
- ・ 国道368号は、仁柿峠バイパスの早期完成に向けて整備を促進する。
- ・ その他の都市計画道路や県道等については、市街地と集落地間のネットワーク化、円

滑な交通流動の実現のため、未整備路線の整備や拡幅改良の促進に努める。

- ・ 長期間にわたり未整備となっている都市計画道路については、都市計画決定当初から社会情勢や地域ニーズが変化していることを踏まえ、整備の必要性や実現可能性を総合的に評価し、地域住民の意見も踏まえながら、計画の廃止や変更等の見直しを検討する。

### ③ 安全で魅力ある道路空間の整備の推進

- ・ 拠点周辺においては、高齢者等が歩いて暮らせるまちづくりを推進するため、歩道のバリアフリー化を進める。
- ・ 日常生活における安全で快適な通行を確保するため、歩道等の整備や道路施設の適切な維持管理に努める。
- ・ 良好な市街地を形成するため、狭あい道路整備促進事業等により、緊急車両の通行や、火災時の延焼、日照、通風などの環境面での支障の解消に努める。
- ・ 交通安全施設(カーブミラー・ガードレール等)については、地域の状況に応じた設置や適切な維持管理に努めるとともに、視覚障がい者等が交差点を安全に横断できる歩行者支援システム(高度化 PICS)等の設置を促進する。
- ・ 松阪市景観計画に基づく景観重要道路については、沿道のまち並みの保全や調和に配慮しつつ、良好な道路景観の維持に努める。

### ④ 通学路の安全確保

- ・ 継続的に通学路の安全確保を図るため、「松阪市通学路交通安全プログラム」に基づき、合同点検を継続するとともに、関係機関等と連携しながら、地域の実情に応じた対策に取り組む。
- ・ 交通量の多い通学路では、交通事故防止安全対策事業と通学路歩行空間整備事業の両輪で、歩道の新設や交差点改良等の安全対策を強化する。

### ⑤ 道路・橋りょうの適切な維持管理

- ・ 道路通報アプリ(松阪ナビ)の活用により、修繕が必要な道路箇所を速やかに修繕するとともに、予防保全に努める。
- ・ 橋りょうについては、災害発生時における孤立集落の発生等を防止するため、「松阪市橋梁長寿命化修繕計画」に基づく予防保全型修繕と耐震補強対策を推進するとともに、既存ストックの健全性を維持していくため、計画的な維持管理費を確保する。

### ⑥ 公共交通ネットワークの構築

- ・ 超高齢社会への対応と環境負荷の低減等に向け、利便性の高い公共交通ネットワークの構築とサービス水準の確保・維持・改善を図る。
- ・ 本市の地域公共交通においては、鉄道・路線バスや鈴の音バスなどの「幹線公共交通」、 「準幹線公共交通」を基軸としながら、これらに接続するコミュニティ交通等の支線公

公共交通やタクシーといった個別輸送等により、体系的な地域公共交通ネットワークの構築に取り組む。

- ・ 松阪駅や伊勢中川駅等の複数の公共交通が接続する交通結節点では、乗り継ぎ等の利便性向上や待合環境の整備などを検討する。

#### ⑦ 公共交通の利便性の向上

- ・ 鈴の音バスについては新たな利用者ニーズを生み出し、利用者の増加を図るため、バスの利用実態、商業施設の移転・新設及び市民ニーズなどを検証しながら、必要に応じて運行形態を見直す。
- ・ 公共交通の利用が不便な地域においては、松阪市地域公共交通協議会と連携しながら地域の特性と実情に応じた移動手段を構築・確保するとともに、「松阪市コミュニティ交通運行事業補助金事業制度」を通じて地域が運営主体となる移動手段(お出かけ交通)の構築支援を行う。
- ・ 松阪駅周辺では、利用者にわかりやすい鉄道やバス等の運行情報の提供に努める。

#### ⑧ 協働による地域公共交通の充実

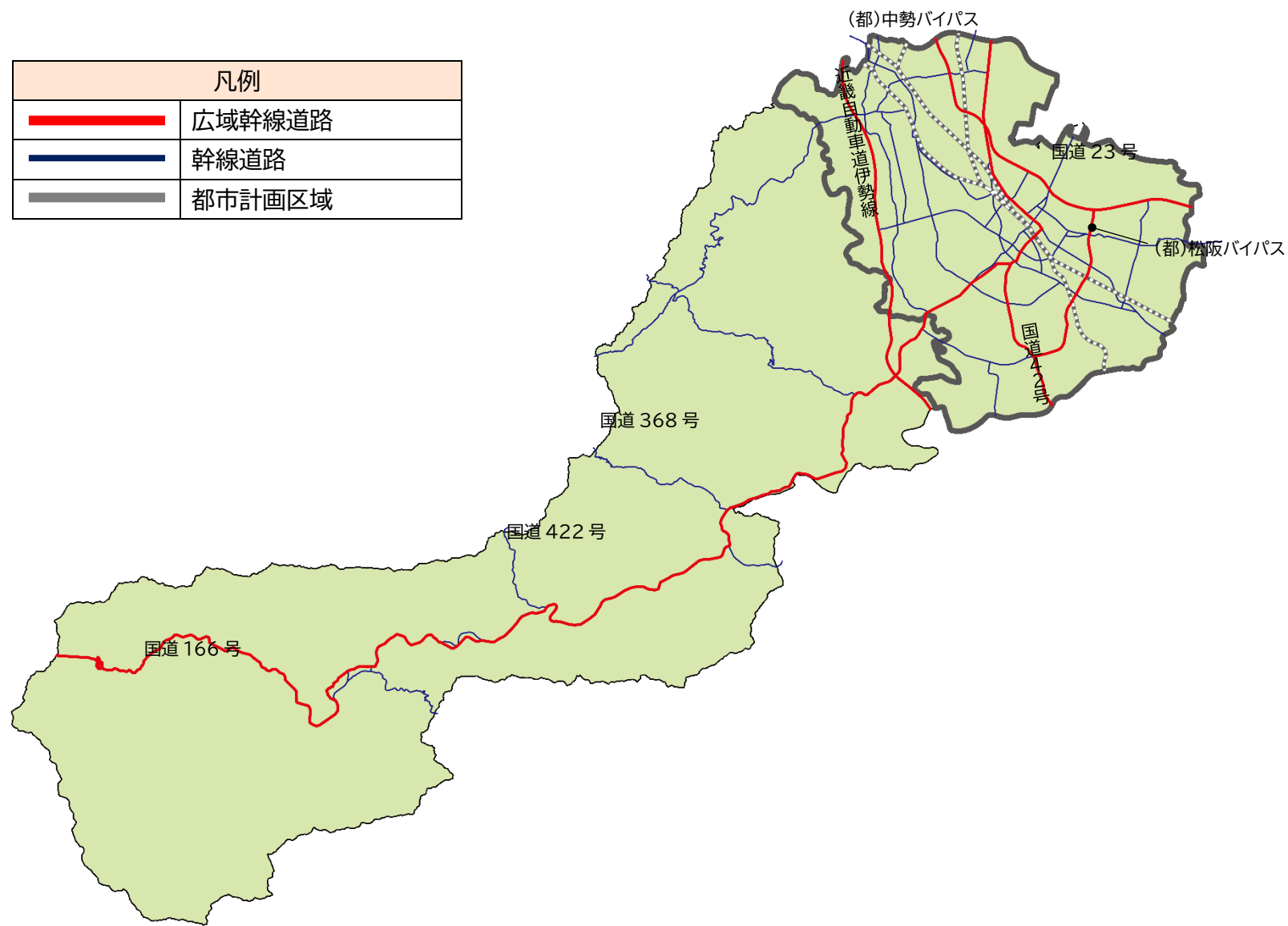
- ・ 地域の公共交通を存続させるため、利用者ニーズを基に、路線の運行協議会や松阪市地域公共交通協議会などで、コミュニティ交通、お出かけ交通等の運行形態について継続的に協議し、改善を図る。
- ・ 「松阪市地域公共交通計画」については、松阪市地域公共交通協議会で策定した路線の評価システムを活用した上で、PDCAサイクルによる継続的改善を検討・実施する。

#### ⑨ 駅周辺の再整備

- ・ 鉄道駅を中心とする都市核、地域核周辺では、歩行者や自転車等の安全性を高めるため、バリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進する。
- ・ 鉄道駅周辺においては、自転車駐輪場を確保するとともに、自転車利用のマナー向上の啓発に努める。
- ・ 松阪駅西側周辺は、交通結節機能の強化に加えて、「豪商のまち松阪」中心市街地土地利用計画に基づき再整備を図る。また、松阪駅東側は、地域医療をはじめとする病院(二次救急医療機関)など、都市機能誘導施設の誘導や快適でウォークアブルな空間の創出に向けた整備等を検討する。

将来道路網図

凡例	
	広域幹線道路
	幹線道路
	都市計画区域





## 4-4 上下水道、河川・海岸の方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 総合的な雨水対策を推進する

- ・ 河川の改修、港湾の整備をはじめ、市街地の総合的な雨水対策により、床上浸水ゼロをめざす。

#### ● 親しみのある河川環境を形成する

- ・ 多様な動植物の生息・生育・繁殖の場として、河川や海岸の保全・整備に努めるとともに、レクリエーション、身近な自然との触れ合い、環境教育の場等として、自然環境との調和を図りつつ、多くの人々が親しむことのできる河川環境をめざす。

#### ● 公衆衛生の向上と公共用水域の水質を保全する

- ・ 汚水の適正な処理等により、公衆衛生の向上と公共用水域の水質の保全をめざす。

### (2) 上下水道、河川・海岸の方針

#### ① 水道施設の整備

- ・ 水道については、安全で安定した水道事業の構築とともに、人口減少を踏まえた水道施設の再構築と災害時にも供給可能な体制の確保に向けて、耐震化や老朽化した施設の継続的な更新とあわせて、事業の広域化を検討する。

#### ② 公共下水道事業の推進

- ・ 公共用水域の水質環境の保全と快適な生活環境の確保に向け、防災等に配慮しつつ、効率的な污水整備を検討する。
- ・ 生活排水等については、「松阪市生活排水処理基本計画」に基づき、下水道事業計画区域における公共下水道や、合併処理浄化槽による処理と適切な維持管理を促進する。

#### ③ 浸水対策の推進

- ・ 内水氾濫のリスクに備えた浸水対策に取り組むため、中長期にわたり雨水管渠整備を実施するとともに、雨水排水ポンプ施設の改築・更新を計画的に進める。
- ・ 浸水被害の解消に向けて、「流域治水プロジェクト 2.0(国土交通省)」等に基づき、流域全体の治水対策を促進するとともに、できる限り浸透しやすい土地利用を図ることとあわせて、浸透施設や貯留施設の設置を促進し、雨水の流出を抑制し周辺への浸水の影響を最小限に抑える。
- ・ 特定都市河川(一級河川中村川、赤川)においては、河川整備等の加速に加えて、貯留機能保全区域の検討等による流域全体での治水対策を国・県等と連携して進める。

#### ④ 河川改修・堤防整備等の促進

- ・ 一級河川櫛田川、雲出川、中村川については、「河川整備計画」及び「中村川・波瀬川・赤川流域水害対策計画」に基づき、治水・利水や環境の河川の総合的な整備を促進する。
- ・ 三渡川水系、金剛川水系等の二級河川については、「河川整備計画」等に基づき、自然環境や良好な水辺環境の維持等に配慮しつつ、流下能力の維持・向上に向けた整備を促進する。
- ・ 二級河川阪内川については、老朽護岸の改築や河道掘削の実施等による洪水氾濫対策を促進する。

#### ⑤ 河川環境の保全

- ・ 櫛田川総合水系環境整備事業により、一級河川櫛田川に生息しているアユ等の回遊魚の遡上環境の改善やフナ、メダカ、ヨシ等の湿地性動植物が生息する氾濫原・湿地環境を再生することで、多様な生物生息環境の保全・再生を図る。

#### ⑥ 海岸の整備

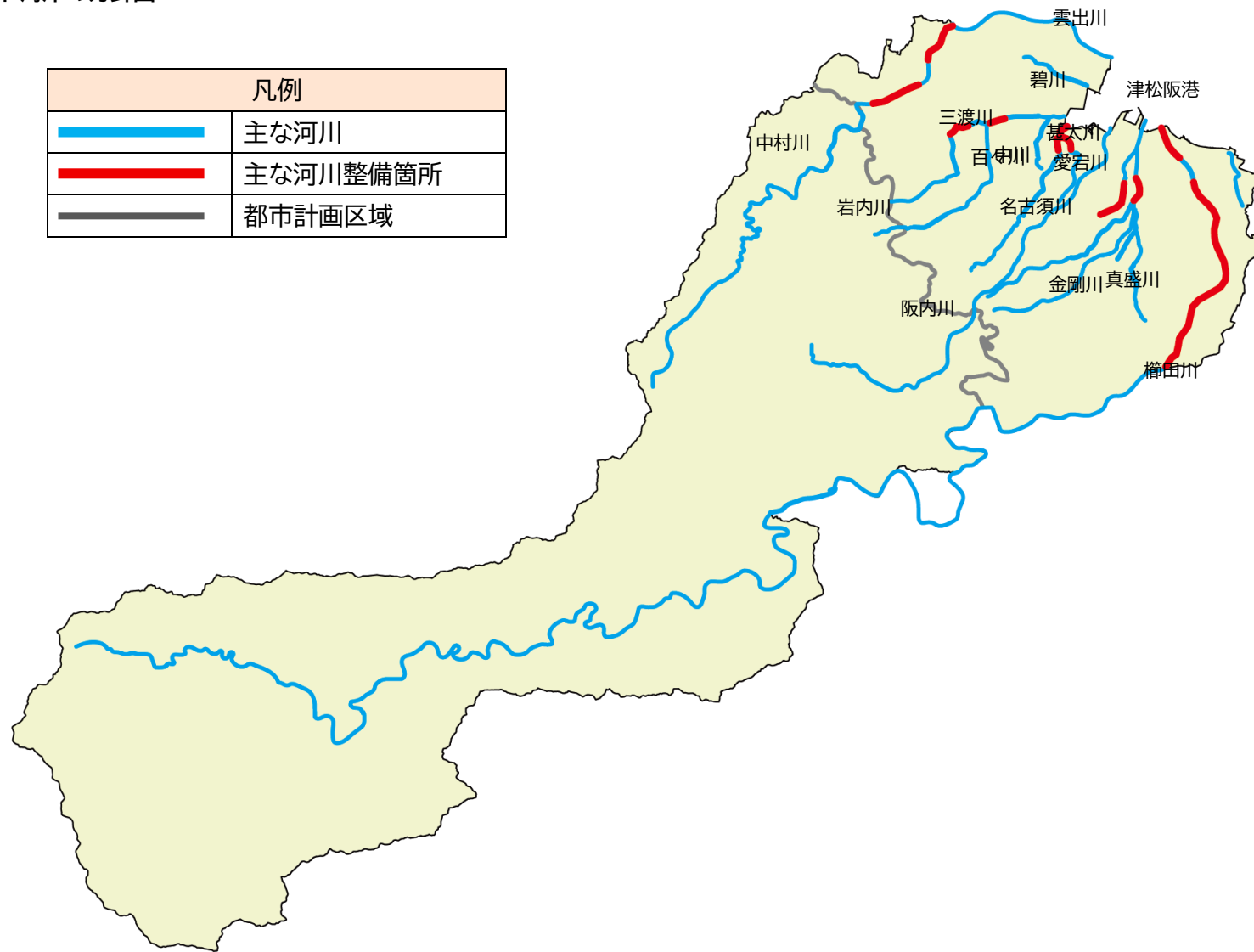
- ・ 沿岸部では、老朽化した防潮堤等の施設について、適切な更新や維持管理を促進する。
- ・ 海岸部の自然環境や景観の保全・活用を図るため、砂浜や干潟の保全や動植物の生息域等の確保に努める。
- ・ 一級河川櫛田川河口においては、松名瀬海岸の自然資源をはじめ、高須町公園、松名瀬海岸海浜公園などのレクリエーション施設への緑化や道路の美装化、沿道景観の誘導等による魅力あるアプローチ景観の整備に努めるとともに、環境教育及び環境学習を推進する。

#### ⑦ 港湾整備

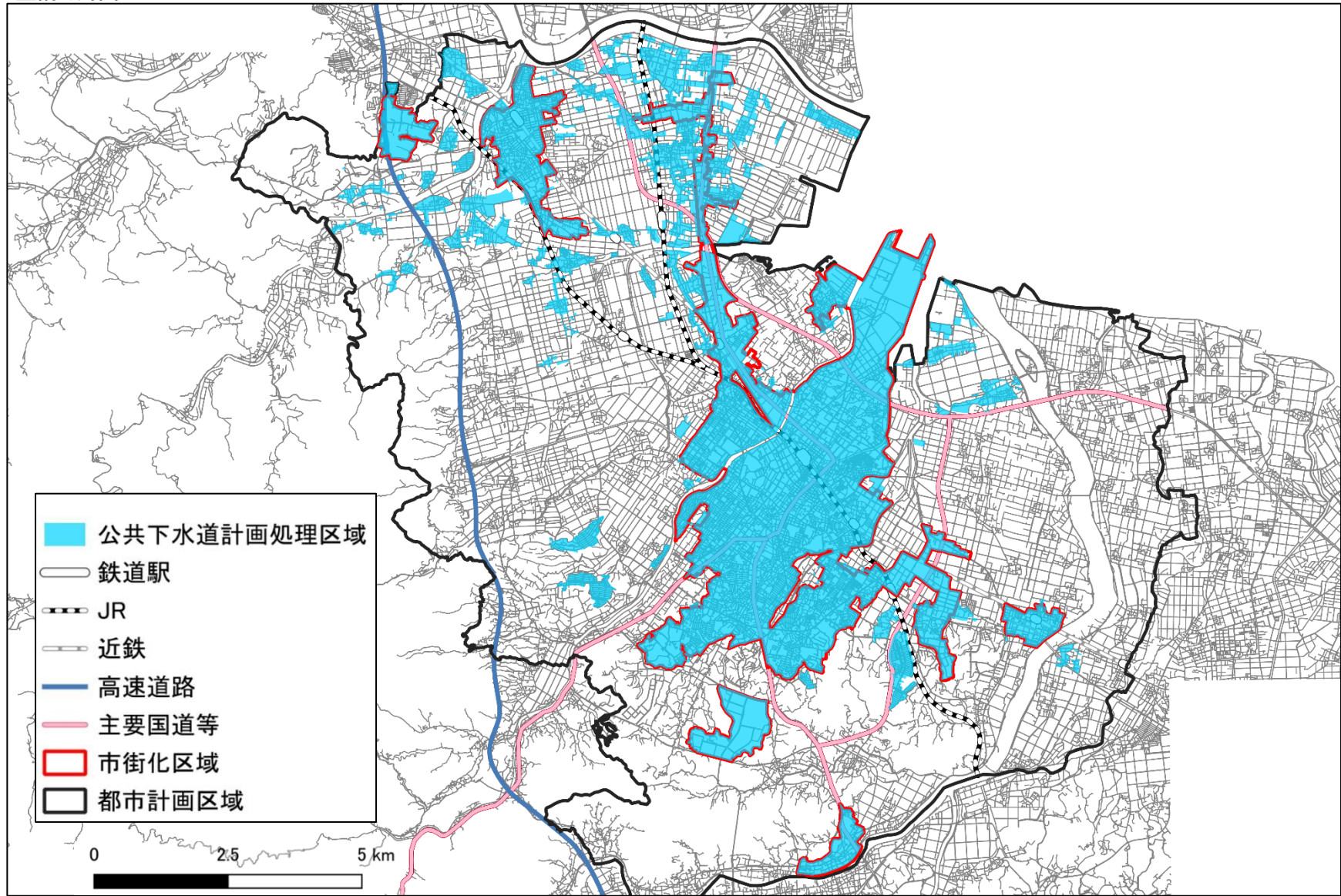
- ・ 松阪港では、緊急物資輸送港としての機能を保全するため、航路の浚渫や港湾施設等の適切な維持管理を促進するとともに、港湾機能の確保のため、今後必要に応じて臨港地区の指定拡大等を検討する。
- ・ 松阪港を起点に、松阪市内や伊勢志摩方面等へ向かう新たな観光ルートを開拓し、地域経済活性化を図るため、大型クルーズ客船等の寄港が可能となるよう、航路浚渫及び岸壁改修などの港づくりを検討する。

河川・海岸の方針図

凡例	
	主な河川
	主な河川整備箇所
	都市計画区域



下水道整備方針図



## 4-5 公園・緑地の方針

### (1) 基本的な方針

- 公園等が有する多様な機能を確保する
  - ・ 都市公園・緑地を適切に配置し、レクリエーションや防災等、多様な機能を確保する。
- 誰もが安心して気軽に利用できる公園を確保する
  - ・ 公園施設の長期的な安全性の確保や補修及び更新費用の平準化等を目的とした長寿命化対策を進め、幅広い年代の市民が安心して気軽に利用できる公園を確保する。
- 協働による管理運営に努める
  - ・ 地域の身近な公園として、地域住民の協力を得ながら管理運営に努める。

### (2) 公園・緑地の方針

#### ① 都市公園等の適切な維持管理

- ・ 都市公園におけるレクリエーションや防災等、多様な機能を確保するため、遊具や樹木など公園施設の適切な保全や充実に努める。
- ・ 都市計画決定され長期未着手となっている都市公園等については、その必要性を検証した上で、人口減少の状況等により必要性が低下したものについては、計画の廃止を含め、見直しを行う。
- ・ 利用頻度の低い都市公園における利活用の検討を図る。
- ・ 「松阪市都市公園公園施設長寿命化計画」に基づき、老朽化に対する安全性の確保や維持管理に係る予算の縮減及び平準化を図る。

#### ② 自然資源・歴史資源等を活用した公園の整備

- ・ 雲出川河川敷公園、阪内川親水公園、中村川桜つつみ公園等における水と緑豊かな空間を確保するとともに、碧川のハマボウ群生地や河口の干潟等の保全・活用を図る。
- ・ 歴史や文化にふれることができ、市民の身近な憩いの場や学習の場等となっている松阪公園(史跡松坂城跡)等は、公園と史跡の両立を基本とした整備を行い、適切な維持管理を図る。

#### ③ 緑地の保全

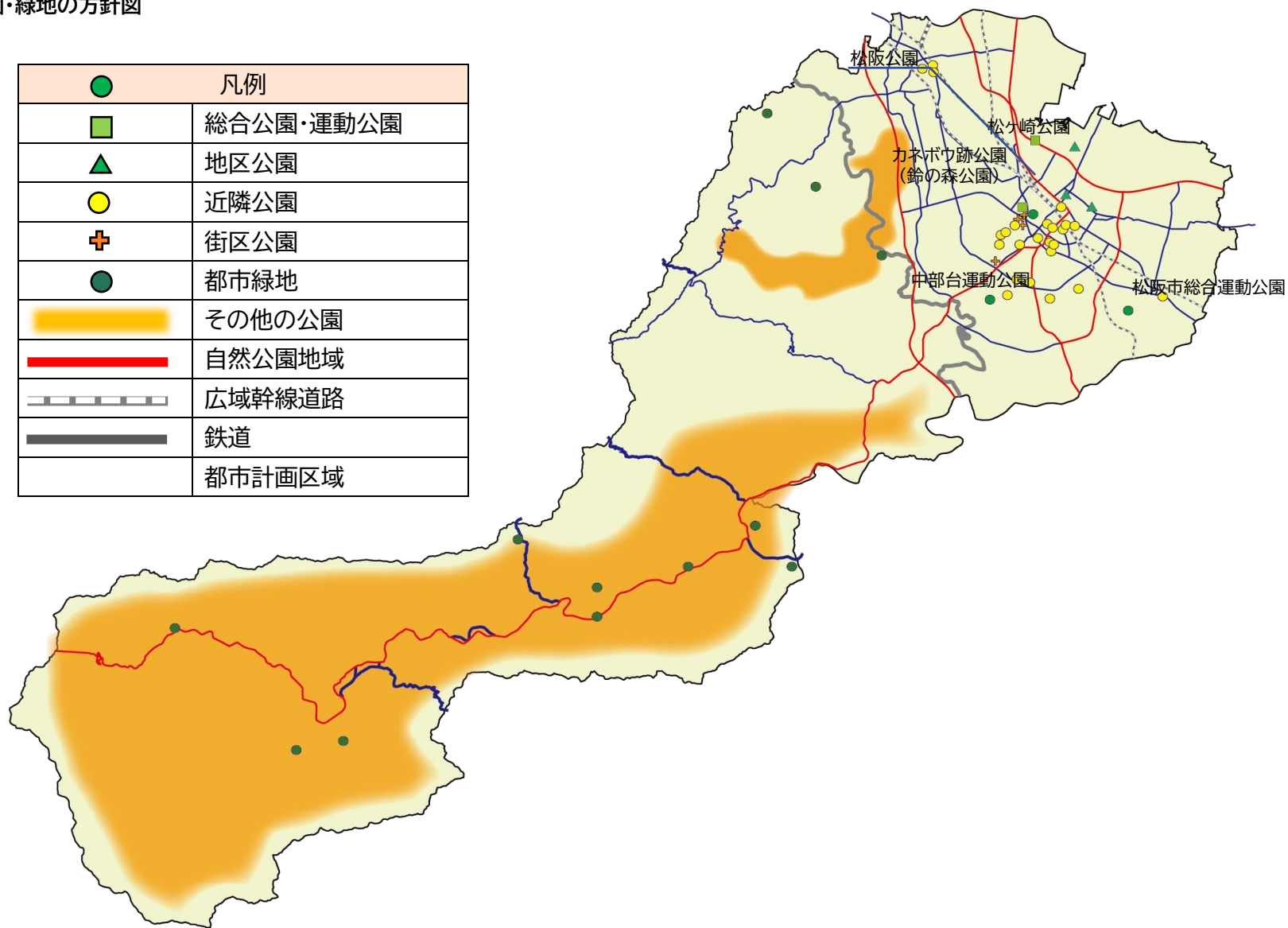
- ・ 市街地及び市街地周辺等の緑化を進めるため、緑地保全制度の活用や工場立地法における緑地面積規制等の適切な運用を図る。
- ・ 工業団地周辺の斜面樹林は、公害の緩和等に資する緑地として保全するとともに、適切な維持管理を図る。

#### ④ 都市緑化の推進

- ・ 市街地における身近な緑地の適切な維持や保全を図るため、道路、公園・緑地や街路樹等の維持、公共施設や民地内の緑化等について、市民や事業者との協働による取組を推進する。

公園・緑地の方針図

●	凡例
■	総合公園・運動公園
▲	地区公園
●	近隣公園
+	街区公園
●	都市緑地
■	その他の公園
■	自然公園地域
■	広域幹線道路
■	鉄道
■	都市計画区域



## 4-6 その他都市計画施設等の方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 施設の適正化に取り組む

- ・ 人口構造の変化等に伴う市民ニーズの多様化をはじめ、財政状況、費用対効果などを総合的に検討し、施設の適正化を図る。

#### ● 既存施設の有効活用を図る

- ・ 新たな機能が必要な場合でも、原則として、建物用途の変更や空きスペースの活用など、既存施設の有効活用を図る。

#### ● 施設の効率的な運営を図る

- ・ 必要な機能の整備水準とともに、管理運営費が最小限となる手法を導入するなど、効率的な運営を図る。

### (2) その他都市計画施設等の方針

#### ① 一般廃棄物最終処分場の整備

- ・ ごみを生活環境から速やかに排除し、減容化、安定化、無害化の確保を図るため、一般廃棄物最終処分場の整備を推進する。
- ・ 既存施設の跡地活用の検討を行う。

#### ② 火葬場等の整備検討

- ・ 篠田山火葬場などの斎場・火葬場については、「松阪市斎場及び火葬場のあり方検討委員会提言書」に基づき、施設の整理統合とともに、多様な管理手法について検討を行う。
- ・ 松阪市篠田山霊苑(西山墓地)及び篠田山火葬場において、都市施設区域の再編検討を行う。

#### ③ と畜場の整備検討

- ・ 三重県や関係市町等が出資する第三セクター((株)三重県松阪食肉公社)が運営すると畜場(食肉流通センター)については、三重県が中心となり関係市町等と今後の施設整備やそのあり方を協議中であり、その結果に基づき方針等の検討を行う。

#### ④ 市庁舎の再編統合の検討

- ・ 窓口などの行政サービスについては、オンライン手続きの拡充などによる提供の多様化や利便性の向上に努めるとともに、行政サービスの効率化や窓口の集約化等を図るため、市役所庁舎の再編統合を検討する。

## ⑤ 地域活動拠点の確保

- ・ コミュニティセンターが地域づくりの拠点となり、様々な世代の方の地域交流や課題解決の場として活用されることにより、地域主体のまちづくりを推進するとともに、地域づくり活動の支援及び生涯学習の普及振興かつ地域住民の福祉の増進に努める。

## 4-7 安全なまちづくりの方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 市民の安全を守る

- ・ 計画的な防災対策により、災害に強い安全なまちづくりを進め、災害時の人的被害ゼロをめざす。

#### ● 災害リスクに対応する

- ・ 洪水・高潮等の災害リスクの高い区域については、被害低減に向けた施策の取組を促進する。

#### ● 応急・復旧体制、防災意識の啓発に取り組む

- ・ ハザードマップ等を活用した防災意識の啓発や災害時の速やかな応急・復旧体制、近隣での応援協力体制づくり等、ソフト対策を進める。

### (2) 安全なまちづくりの方針

#### ① 市街地の防災性の向上と防災施設の適切な更新

- ・ 伊勢中川駅周辺の近隣商業地域においては、都市の不燃化を効果的に促進するため、準防火地域の指定を検討する。
- ・ 緊急輸送道路沿道で道路を閉塞するおそれのある建築物等について、耐震診断及び耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。
- ・ 地域住民に対して、木造住宅等の耐震診断や改修の必要性及びそれらに対する支援制度の周知を行うとともに、除却や耐震改修等に要する費用に対する補助を行い、耐震化を促進する。
- ・ 倒壊のおそれのある空き家等の所有者に対し、適切な管理を促すとともに、除却に対する支援制度の周知を行い、危険な空き家等の解消を図る。
- ・ 「三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針」に基づき、安全な場所への市街地形成の誘導を検討する。

#### ② 消防活動等に支障のある地域の解消

- ・ 幅員4m未満の狭あい道路について、災害時の避難や救助救出活動、緊急車両の通行等に支障が生じるおそれがあるため、狭あい道路整備促進事業等を活用し、必要な整備を推進する。
- ・ 地震時の倒壊を防止するため、所有者・管理者に対してブロック塀等の安全点検を促進する。

#### ③ 土砂災害対策の展開

- ・ 土砂災害警戒区域等における危険対象箇所において、土砂災害の防止のための対策

に必要な基礎調査を促進するとともに、区市一体となった土砂災害警戒区域等の周知及び警戒避難体制を整備する。

- ・ がけ地の崩壊等のおそれがある土地に建設されている危険住宅の移転を促進するため、「松阪市がけ地近接等危険住宅移転事業補助金制度」の活用を図る。

#### ④ 津波避難困難地域への対応

- ・ 津波避難計画に基づき、津波に対する地域住民の避難を支援するため、津波緊急一時避難ビルの指定等を推進する。
- ・ 津波災害時において、津波避難困難地域での消防団による避難支援活動が円滑に展開できるよう活動要領の確立を図る。

#### ⑤ 地域の防災体制の充実

- ・ 地域が行う安否確認や所在の把握を支援するため、避難行動要支援者名簿を住民自治協議会、自治会、自主防災組織等に提供するとともに、その活用方法の周知に努める。
- ・ 要配慮者利用施設の所有者または管理者においては、災害時における防災体制や訓練の実施に関する事項を定めた「避難確保計画」の作成を促進する。
- ・ 地域防災力の向上をめざすため、地区居住者による「地区防災計画」の策定支援と計画提案を促進する。
- ・ 消防団車庫及び車両について、分団再編も視野に入れながら、更新及び長寿命化を行う。
- ・ 消防団の広報活動を積極的に行うとともに、「消防団協力事業所表示制度」も活用して、引き続き団員の確保や消防団員が長く活動を続けられる環境づくりに取り組む。また、地域の実情も考慮しながら、分団再編も視野に入れた消防団員の適正配置を研究する。
- ・ 各消防団における避難行動要支援者名簿を活用した避難や援助・救助のあり方について研究する。
- ・ 市民等の防災力の向上を図るため、地域や民間事業者に対し、防災訓練・出前講座等を実施するなど、自主的防災体制の整備を促進する。

#### ⑥ 帰宅困難者への対応体制の整備

- ・ 地震などの大規模災害時には、公共交通機関の運行停止等により多数の帰宅困難者が発生することが想定されるため、松阪駅など主要鉄道駅周辺や拠点地域において、帰宅困難者が一時的に滞在できる一時避難場所(一時滞在施設)の確保・整備を進める。
- ・ あわせて、事業者や関係機関との連携による避難誘導・情報提供体制の構築や、施設利用のルール整備等を推進し、円滑な受入体制の確保を図る。

## ⑦ 防災情報の周知と防災意識の向上

- ・ 災害時の被害を最小限にするため、水害、地震、津波等のハザードマップ等を活用し、ホームページ掲載、全戸配布、出前講座等を継続的に実施することで、市民の防災意識の向上に努める。
- ・ 宿泊施設へのハザードマップの設置や、一時避難施設であることを示す看板の設置などにより、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を実施する。

## ⑧ 基盤施設等の耐震化の推進

- ・ 大規模な震災時に消防水利を確保するため、適切な維持管理を行うとともに、地域の要望を踏まえて、耐震性貯水槽の新設・更新を計画的に実施する。
- ・ ため池堤体の決壊による人家や重要インフラの被害の防止を図るため、県営事業など国庫補助事業制度等を活用し、防災重点農業用ため池の整備を促進する。

## ⑨ 公共施設等の耐震性の確保

- ・ 老朽化が進んでいる市庁舎をはじめとする公共施設は、施設の安全性を確保するため、「松阪市公共施設等総合管理計画」に基づき、適切な維持保全を実施する。
- ・ 学校施設については、松阪市学校施設等長寿命化計画に基づき、総合的かつ計画的に管理していくとともに、保育園・幼稚園・認定こども園及び小・中学校では、防災教育や防災訓練を継続して実施する。
- ・ 既存建築物について定期報告制度により状況の把握を行い、建築物の所有者等に天井の脱落防止に係る新たな基準を周知するとともに、脱落防止措置を講じて安全性の確保を図るよう普及啓発と指導を行う。
- ・ エレベーター機器の脱落防止や転倒防止措置、地震時管制運転装置が設置されていない既設エレベーターについては、これらの安全対策を速やかに実施するよう、関係団体と協力し、地震対策の普及啓発を行う。

## ⑩ 災害応急対策の充実

- ・ 災害発生時の応急対策として、「松阪市地域防災計画」に基づき、仮設住宅を確保するとともに、被害状況によっては仮設住宅が不足する場合が見込まれるため、民間住宅提供等の仕組みづくりの検討を進める。
- ・ 公共下水道区域において、防災拠点・指定避難所へ計画的に災害用マンホールトイレ（貯留型）を設置する。
- ・ 災害発生時における早期の復旧・復興、社会資本整備・まちづくりの効率化に向けて地籍調査を実施する。

## ⑪ 中山間地域の孤立化防止

- ・ 中山間地域では、災害発生時の孤立化を防止するため、道路・橋りょう等の耐震性の確保や道路施設の保全による幹線道路機能の確保等を促進するとともに、三重県防災へ

リコプター支援協定による防災ヘリコプターの活用等に努める。

- ・ 土砂災害警戒区域等におけるがけ崩れ防止対策の促進、河川の氾濫による住宅への被害の解消に努める。
- ・ 消防団と飯南・飯高分署の密な連携による消防活動の強化や、消防車庫等の消防施設の適切な維持管理・適正配置に努めるとともに、消防団車両や消防施設、消防機械器具について計画的に更新する。

## ⑫ 防犯対策の推進

- ・ 夜間の安全な歩行・通行を確保するため、地域や道路管理者などの協力のもと、防犯灯、道路照明等の設置と適切な維持管理を促進する。
- ・ 犯罪抑止を推進するため、松阪警察署・松阪市・地域等と協力し、適正な防犯カメラの運用とともに、器物損壊被害があった公園などの公共施設についても導入を推進する。
- ・ 自主防犯パトロール活動を積極的に支援するとともに、青色防犯パトロールを新規に設立する団体には、必要な機材の支給等による支援を行うことで、犯罪防止に努める。

## 4-8 自然・環境保全の方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 自然的資源を生かす

- ・ 香肌峡県立自然公園や丘陵地、里山の樹林地、河川、海岸線等、水と緑に恵まれた自然環境をまちづくりに活用する。

#### ● 脱炭素社会の実現をめざす

- ・ ごみの減量化を促進するとともに、ゼロカーボン施策等に取り組み、脱炭素社会の実現をめざす。

### (2) 自然・環境保全の方針

#### ① 自然公園の保全と活用

- ・ 潤いのある水環境の活用を進めるため、蓮ダム周辺やなめり湖周辺の適切な保全に努める。
- ・ 香肌峡県立自然公園や室生赤目青山国定公園など、自然公園区域の溪流や溪谷等の風光明媚な自然や景観の保全に努めるとともに、地域の魅力を活かした自然観察やハイキングなどへの活用を促進する。

#### ② 脱炭素化の推進

- ・ 設置可能な公共施設の屋上に自家消費型の太陽光発電設備を導入する。また、災害時のレジリエンス強化のため、避難所等には蓄電池をあわせて導入する。
- ・ すべての公共施設について、照明のLED灯への切り替えを推進するとともに、LED照明の調光機能が有効な避難所などの施設には、あわせて調光システムを導入する。
- ・ 松阪新電力(松阪市クリーンセンターの燃焼熱を利用した地域新電力)から電力を調達する施設の増加を図るとともに、水道施設を活用したマイクロ水力発電を導入するなどして、再生エネルギー電力の利用を進める。
- ・ 市が保有する土地への太陽光発電の検討や、地中熱など、様々な再エネの可能性を研究していく。
- ・ J-クレジット(CO<sup>2</sup>などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度)の取組により植林や間伐を実施することで、森林のCO<sup>2</sup>吸収機能の維持・向上に取り組む。

#### ③ バイオマス発電や資源循環の推進

- ・ 未利用の間伐材などを木質バイオマス発電の燃料として有効活用し、地場産業である林業振興を図り、地域の活性化につなげる。
- ・ 循環型社会構築の観点から、間伐材の活用方法を検討していくことはもとより、林業・製材業より排出される未利用資源を廃棄することなく、木質バイオマス資源としての






利用を促進する。

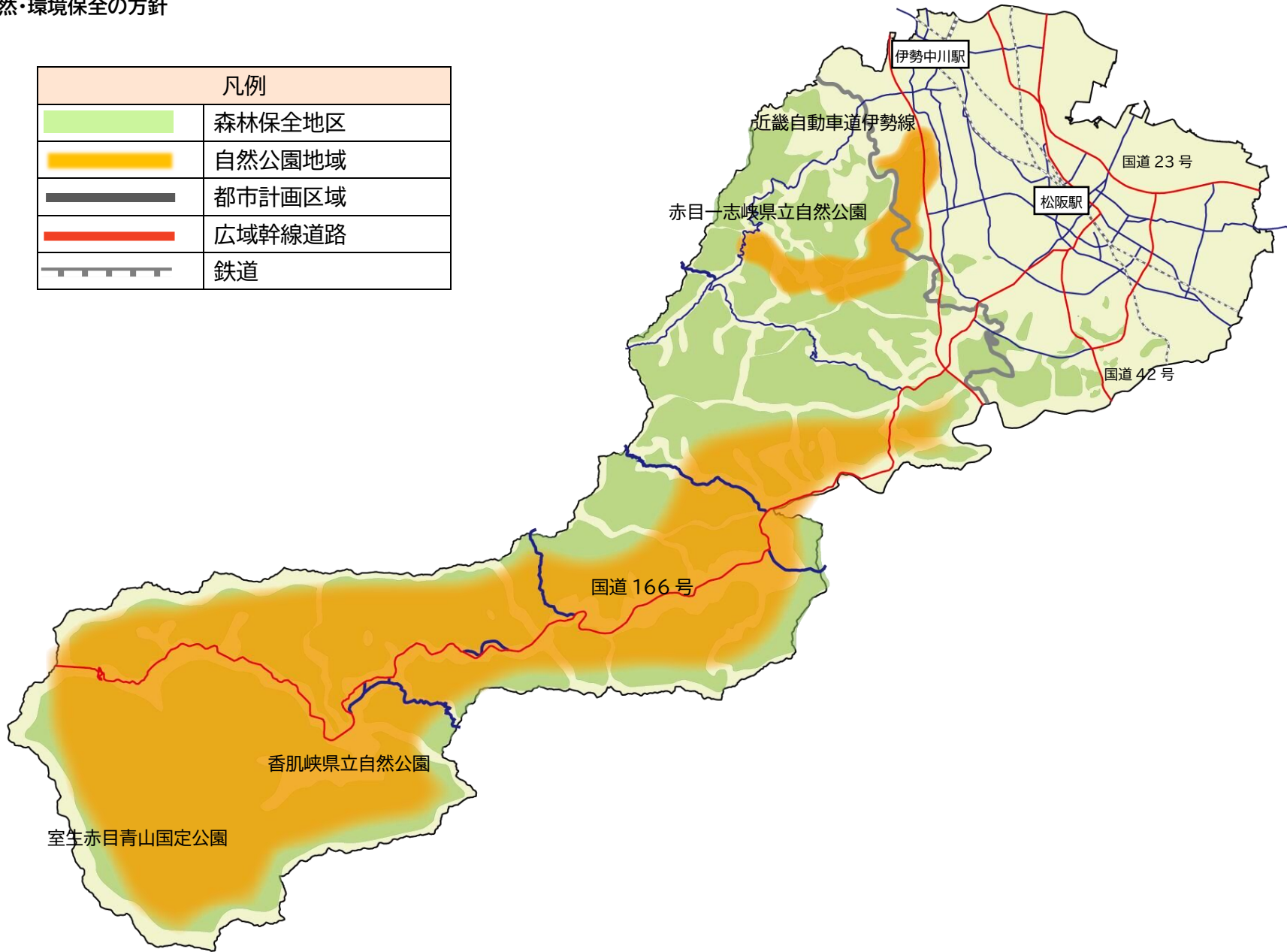
- ・ 循環型社会の構築をめざし、3R(リデュース・リユース・リサイクル)の推進、環境教育、啓発の推進とともに、ごみ集積所などの施設整備について支援を行う。
- ・ 家庭から出る生ごみの減量化を進めるため、生ごみの堆肥化事業や補助制度の充実に努める。

#### ④ ごみ集積場の整備と不法投棄の防止

- ・ 不法投棄防止のためのパトロールの強化・啓発とともに、明和町、多気町、大台町、国、県、警察とも連携・情報共有し、啓発や対策を強化する。

自然・環境保全の方針

凡例	
	森林保全地区
	自然公園地域
	都市計画区域
	広域幹線道路
	鉄道



## 4-9 農地・森林保全の方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 農業の保全を推進する

- ・ 担い手の規模拡大と農地整備を支援し、計画的な農地集積を促進するとともに、獣害対策を強化する。

#### ● 森林の多面的機能を持続的に発揮させる

- ・ 適正な森林の保全・整備により、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させる。

### (2) 農地・森林保全の方針

#### ① 耕作放棄地の解消・活用と獣害対策の推進

- ・ 地域農業の担い手の規模拡大に向けた支援を行うとともに、未整備農地の基盤整備を促進することで農業環境の改善を図り、担い手への計画的な農地集積を推進する。
- ・ 「松阪市鳥獣被害防止計画」に基づく捕獲活動、防護柵の設置や、獣害に強い作物の作付けなどを支援する。

#### ② 森林の保全

- ・ 森林の有する水源のかん養、土砂災害の防止、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、林産物供給などの多面的機能を高度に発揮させ、その機能を維持するため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。
- ・ 人工造林については、公益的機能の発揮の必要性が期待される天然更新が困難な森林や、木材等の生産機能の発揮が期待され将来にわたり育成単層林として維持する森林において行う。
- ・ 地域住民参加による森林整備の取組として、企業が社会的責任の一環として森づくりを行う「企業の森」や、森林環境譲与税等を活用した森林整備を推進する。

## 4-10 支え合いのまちづくりの方針

### (1) 基本的な方針

#### ● バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちを創る

- ・ バリアフリー、ユニバーサルデザインのまちづくりを通して、市民一人ひとりが社会活動に参加し、その能力を発揮し自己実現を図ることができる社会の実現をめざす。

#### ● 誰もが暮らしやすいまちをめざす

- ・ 介護、住まい、生活支援などの整備、充実により、高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で自分らしく暮らせるまちをめざす。

### (2) 支え合いのまちづくりの方針

#### ① 施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインの促進

- ・ 公共施設等の改修・更新等の際には、市民ニーズや施設の状態を踏まえながら、バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する。
- ・ 高齢者・障がい者等を含む不特定多数の利用が見込める民間施設に対しては、すべての人が利用しやすいバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を促進する。

#### ② 社会福祉施設の充実

- ・ 養護老人ホーム、軽費老人ホーム、グループホーム、住宅型有料老人ホーム等、ニーズに応じた多様な住まいを確保する。
- ・ 「子ども発達総合支援センター(そだちの丘)」の充実とともに、障害者福祉センターについては、障がい者が地域で自立した生活を実現するため、必要な修繕及び改修を行うことにより機能の維持を図る。

#### ③ 「福祉まるごと相談室」の相談窓口の運用

- ・ 地域の身近な健康や福祉の相談先として整備した、「福祉まるごと相談室」を中心に支援関係機関及び住民自治協議会などの地域組織と連携・協働し、全世代型の相談窓口として運用する。

#### ④ 子育て支援施設や教育施設等の充実

- ・ 幼稚園・保育園においては、「松阪市立幼稚園・保育園あり方基本方針」に基づき、施設の適正配置を検討していくとともに、それぞれの特性・地域状況にも配慮しつつ、幼稚園・保育園の両方の機能を持つ認定こども園への再編・統廃合を進める。
- ・ 学校施設の施設整備については、「学校施設等長寿命化計画」に基づき施設の長寿命化を図るとともに、「小中学校の適正規模及び適正配置に関する基本方針」に基づき、望ましい教育環境の整備を図る。
- ・ 「松阪市こども計画」に基づき、こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て

関連施設的环境改善を推進する。

- ・ スポーツ施設については、「松阪市スポーツ施設長寿命化計画」に基づき、計画的・総合的な管理を図る。

#### ⑤ 地域医療の推進

- ・ 地域医療については、在宅医療・介護の連携体制を構築しつつ、市内3病院間の連携と役割分担の強化を通じて、より持続可能で効果的な体制の構築を図る。  
病院と診療所等が連携し、適切な機能分担を実現することで、持続可能な地域医療体制の構築を図る。

## 4-11 観光のまちづくりの方針

### (1) 基本的な方針

#### ● ”つなぐ”観光まちづくりを推進する

- ・ 観光資源を磨き上げ、昔と今をつなぐ、遊びと健康をつなぐ、交流と体験でつなぐ滞在したくなる観光づくりを推進する。

#### ● 何度も訪れたくなる観光地にむけて活性化を図る

- ・ デジタルツールの活用など、効果的な観光プロモーションを展開し、旅行の目的地として選ばれ続けるために、観光地の活性化と持続的な成長につなげる。

#### ● 広域連携による観光魅力を発信する

- ・ 国内外に向けた多様な情報発信を推進する。

### (2) 観光のまちづくりの方針

#### ① 観光資源の保全と活用

- ・ 歴史的価値が高い建造物等は、総合的な景観形成を推進するためにも重要であることから、「文化財保護法」などにに基づき適切に保護・保存を図る。
- ・ 松阪牛や松阪鶏焼き肉、商人文化・歴史、豊かな自然を「本物体験」プログラムとして造成し、宿泊と体験、二次交通を組み合わせた滞在型観光でリピート来訪を促進する。

#### ② 観光まちづくりの推進

- ・ 2025(令和7)年から始まっている伊勢神宮の式年遷宮(2033(令和15)年)関連行事による来訪者増を見据え、受入強化を図る。
- ・ 国内最大規模の松阪市総合運動公園スケートパークや、香肌峡県立自然公園を中心としたカヌー体験、まつさか香肌イレブンなどでのトレッキング、地域を周遊するサイクリングなどの体験価値を、市民団体や関係事業者と連携し、磨き上げる。
- ・ 美しい景観を地域共通の観光資産として啓発するとともに、郷土愛を育てていくことにより、美しいまち並みや快適な生活環境の保全と充実を図る。
- ・ 外国人観光客をはじめ、すべての人に松阪市の観光をわかりやすく伝えるため、ピクトグラム等の活用により、安心して楽しめる受入態勢の整備を図る。

#### ③ 広域連携による観光情報の発信・事業展開

- ・ 定住自立圏(松阪市・多気町・明和町・大台町)や伊勢志摩観光コンベンション機構、三重県・観光連盟と連携し、一体的で効果的な情報発信と周遊促進を実施し、関係人口の創出に取り組む。
- ・ 減少する宿泊施設に対して、ホテル・旅館の誘致、リノベーション支援、分散型宿の推進により受入容量を拡充する。

- ・ 食・文化・自然など目的別に情報が届くデジタル発信を強化し、国内外の多様なニーズに対応する。

## 4-12 景観形成の方針

### (1) 基本的な方針

#### ● 景観行政を推進する

- ・ 「松阪市景観計画」に基づき、本市の良好で豊かな景観形成を推進する。

#### ● 市民とともに景観まちづくりに取り組む

- ・ 本市の豊かな景観は、市民共通の資産であることを認識し、「誇りと美しさの継承と再生」の理念のもと、市民とともに取り組む景観まちづくりをめざす。

### (2) 景観形成の方針

#### ① 歴史的まち並みの保全と維持継承

- ・ 先人たちが築き上げてきた城下町の趣を残す殿町や魚町、本町、街道沿いに切妻・妻入りの連子格子が特徴的なまち並みの残る市場庄町、通りに面して蔵造りの屋敷など、かつての豪商の面影が残る中万町は、良好な景観の形成が特に必要な景観重点地区として指定しており、景観形成基準による規制と補助制度等の活用により、歴史的なまち並みの保全と維持継承を図る。
- ・ 重点地区内の地域を特徴づける歴史的まち並みや歴史的建造物の保全については、修景整備に対する費用の補助を行うことで、地域住民と協力して保全を進め、次世代に継承できるように取り組む。

#### ② 自然景観の保全と維持継承

- ・ 地域の風景の骨格となっている高見山地や台高山脈などの山並みをはじめ、伊勢平野、伊勢湾、市域を縦断する一級河川榊田川などの自然景観の保全及び維持継承を図る。
- ・ 地域の誇りある美しい風景の眺望が確保できる場所や景勝地を守り育む。

#### ③ 都市的景観の保全と創造

- ・ 郊外部や既成市街地周辺部における住宅地などの都市的景観については、景観形成基準に基づき、ゆとりや潤い、親しみの持てる景観の保全と創造に努める。

#### ④ 景観に配慮した公共事業や公共施設の整備

- ・ 地域の景観を構成する重要な要素である道路や橋りょう、公園などの公共事業や公共施設については、松阪市公共事業景観形成ガイドライン、景観重要公共施設の整備に関する方針等に基づき、地域の良好な景観に配慮した整備を促進する。

#### ⑤ 持続的な景観形成活動の推進

- ・ 市民、事業者、行政が協働し、良好な景観の保全と活用を図り、継続的な景観形成活動を推進する。